

Q2-14 教科用図書はどのように採択したらよいですか

基本的には、小・中学校と同じです。しかし、特別の教育課程を編成している特別支援学級においては、学校教育法第34条第1項による文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適切でない場合に、他の適切な教科用図書を使用することができるようになっています。従って、次の4段階の内、児童生徒の障害の状態等及び指導計画を踏まえて採択することとなります。

学校教育法附則第9条
同施行規則第139条
第131条の2

- 1) 当該学年用検定教科用図書
- 2) 検定教科用図書の下学年のもの
例えば第6学年の児童が第4学年の検定教科用図書を使用するような場合です。
- 3) 文部科学省著作の知的障害者用教科書(☆印本と呼ばれます)
国語, 算数・数学, 音楽に関してのみあります。
- 4) 一般図書(絵本等)で, 教育委員会で採択された図書
通常, 「附則第9条教科書」といわれています。

文部科学省著作の知的障害者用教科書(☆印がついています)は3教科共, [☆~☆☆☆]が小学校第1学年から第6学年の間に, 児童の障害の程度に即して使用することに, [☆☆☆☆]が中学校第1学年から第3学年の間に, 生徒の障害の程度に即して使用することになっています。さらに, 一冊を一学年以上にわたって使用すること, ☆の数の少ない図書の後に☆の多い図書を採択することとなっています。

資料4
文部科学省著作教科書
一覧同指導書一覧

それらの教科用図書による学習が適さない場合は, 附則第9条教科書として指定されている一般図書から採択することとなりますが, 内容が細分化されるので, 「〇〇〇〇の劇遊びをする」「ひらがなに意識を向ける」など指導計画に沿った図書を精選することとなります。

また, これらの教科用図書は, 原則として1教科1冊の図書となっています。交流授業を受ける予定の教科等については, 当該学年の教科書を採択することになります。例年, 7月の採択に向けて6月下旬から7月上旬にかけて, 次の2会場で展示されています。

教科用図書展示会場

- | | |
|---------------|-------------------|
| ・石川県立七尾特別支援学校 | TEL: 0767-57-1244 |
| ・石川県教育センター | TEL: 076-298-3515 |

新入児童生徒の教科用図書の採択にあたっては, 3月の納入指示書を提出するまでに幼稚園・保育所等に出かけ様子をよく観察するなどし, 実態にあった教科用図書が配られるよう十分配慮する必要があります。

なお, 納入指示書提出後の入学決定児童生徒については, 前期転学用の書類により教科用図書を注文することも可能です。

採択事務については, 検定教科書及び文部科学省著作教科書, 附則第9条教科書の教科需要票及び使用教科書一覧表を作成し, 教科書担当者が市・町教育委員会に提出します。

Q2-15 教育課程の届け出が必要と聞きましたが

特別支援学級において、特別な教育課程を編成した場合、市・町立の小・中学校長は、市町教育委員会に、あらかじめ届け出なければならないことになっています。

石川県においては、「特別支援学級教育課程実施方法」及び「特別支援学級担任者及び児童の状況」について提示された様式に従って作成し、市町教育委員会に届け出ることになっています。

記入例

平成 年度 特別支援学級教育課程実施方法

(学校名) □□□立□□小学校
(校長名) □□□ □□ 印

1 特別支援学級の種別及び状況

- (1) 種類 知的障害
- (2) 学級数 2学級
- (3) 在籍児童生徒数 (表1)

A 同一種別の学級が2学級以上設置されている場合、担任者別に作成する。

担任名	性別	学年	1	2	3	4	5	6	計
石○太○	男					1			1
	女						1	1	2
	計					1	1	1	3
金○花○	男		1						1
	女			1					1
	計		1	1					2

B 特別支援学級在籍児童生徒と通級による指導を行う児童生徒の両方がいる場合

担任名	性別	学年	1	2	3	4	5	6	計
山○美○	男		1(1)	(1)					1(2)
	女		(1)		(1)			1(1)	1(3)
	計		1(2)	(1)	(1)			1(1)	2(5)

(注)通級による指導を行う児童生徒は()内に記入し、外数とする。

(4) 障害の程度 (表2) (注)学級の種別に応じた表を選び、作成する。

担任名	障害の程度	測定困難	IQ 25以下	IQ 26~50	IQ 51~70	IQ 76以上	未測定	計
石○太○				1	2			3
金○花○				3				3

2 校長の特別支援学級経営方針 (注)「記入上の注意」を参照の上、記入する。

- (1) 設置の方針
- (2) 設置の目的
- (3) 運営方針の重点

3 学級担任の指導方針

- 4 教育課程の概要
 - (1) 教育課程編成の方針
 - (2) 教育課程の概要

5 授業時数 (注)担任名は、特別支援学級担任者名を記入する。

A 児童生徒により総授業時数または各教科、領域の授業時数が異なる場合(表3)年間総授業時数(指導の形態で記入)

担任名	教科等 グループ名	職科を合わせた指導					教科別・領域別の指導							総合学習	合計	
		日常生活	遊び指導	生活単元	作業	生活	国語	算数	音楽	図工	体育	道徳	特別活動			自立活動
石○太○	山○ 一○	140	105	140			70	70	70	70	70		70	105	70	980
	川○ 幸○					140	210	175	70(70)	70(35)	105(35)	35	70		105(140)	980(140)
	*田○ 道○								35					70		105

※ 交流授業は()書きとし、合計欄は内数として()に記入
(注)グループ名の欄は必要に応じ、児童名等として作成すること。
(注)* は通級により指導を行う児童生徒氏名。* 印を付けること。

B 各学級の児童生徒全員の総授業時数及び各教科、領域の時数が同じ場合(表4)年間総授業時数(指導の形態で記入)

担任名	教科等 グループ名	職科を合わせた指導					教科別・領域別の指導							総合学習	合計	
		日常生活	遊び指導	生活単元	作業	生活	国語	算数	音楽	図工	体育	道徳	特別活動			自立活動
石○太○	山○ 一○					140	210	175	70(70)	70(35)	105(35)	35	70		105	980
	川○ 幸○														140	980(140)

※ 交流授業は()書きとし、合計欄は内数として()に記入

担任の持ち時数

担任名	特別支援学級で行う授業	交流授業	合計
石○太○	630	280	910